

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28 年－ 3 (28. 2. 5)	福祉保健	<p>精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 平成 26 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行される。 国連障害者権利条約第 4 条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念の通り、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。 一方、障がい者の交通運賃割引の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和 25 年、内部障がい者は平成 2 年、知的障がい者は平成 3 年より実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だ J R 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。 このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者を障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまう。</p>	鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱 崎 智 熙

▶**陳情要旨**

鳥取県議会において、国会及び関係行政機関に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出していただきたい。